

## 令和3年度第11回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和4年2月8日(火) 16時00分開会  
17時50分閉会

◇ **開催の場所** 青年第一・第二研修室

### ◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

### ◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	辻 慎一郎
総務課長	小村 真二	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	圖師 みゆき	美術館副館長	池田 雅光
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	佐土原 隆
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	学校ICT推進センター所長	木田 博
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

### ◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	田島 里美
-------	-------	-------	-------

## ◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
  - 定第 5 4 号議案 鹿児島市職員定数条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 5 5 号議案 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 5 6 号議案 令和 4 年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 5 7 号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 5 8 号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 5 9 号議案 成年年齢の引下げに伴う関係条例の整理に関する条例制定（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 6 0 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
  - 定第 6 1 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔令和 3 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 1 3 号）（教育委員会関係分）に係る議案についての意見申出について〕
  - 定第 6 2 号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件
  - 定第 6 3 号議案 鹿児島市立青少年補導センター規則一部改正の件
  - 定第 6 4 号議案 鹿児島市立青少年補導センター処務規程一部改正の件
- 6 報告事項
  - (1) 第二次鹿児島市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果及び第二次鹿児島市教育振興基本計画（案）について
  - (2) 「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会報告書」の提言に対する教育委員会の主な取組について
- 7 その他
- 8 閉 会

## ◇ 会議要旨

※ 以下、非公開部分は網掛けで表示

### 1 開会

教育長 ただいまから、令和3年度第11回教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

### 3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、桃木野委員と私が行います。

### 4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第54号議案から59号議案は市議会提出前の意思形成過程の案件、定第60号議案は人事・人選等に関する案件、報告事項(2)は個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### 5 議案

定第54号議案 鹿児島市職員定数条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案  
についての意見に関する件

**同意**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第55号議案 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

**同意**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第56号議案 令和4年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

**同意**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第57号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

**同意**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第58号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例一部改正に係る議案についての意見に関する件

**同意**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第59号議案 成年年齢の引下げに伴う関係条例の整理に関する条例制定（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

**同意**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第60号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

**承認**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 6 報告事項

### (2) 「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会報告書」の提言に対する教育委員会の主な取組について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 5 議案

### 定第61号議案 代決処分の承認を求める件

〔令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第13号）（教育委員会関係分）に係る議案についての意見申出について〕

**承認**

教育長 次に、定第61号議案について、小村総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案綴りの54ページをお開き下さい。定第61号議案「代決処分の承認を求める件」です。本件は、令和3年度鹿児島市一般会計補正予算中、教育委員会関係分に係る議案です。本来であれば前回の定例会でお諮りすべきところでしたが、予算査定がずれ込んだことから市議会日程の都合上、代決処分としましたので、令和4年度当初予算議案の後での説明となっております。これも市長から意見を求められましたので、これに同意しようとするものです。それでは、今回の補正予算の概要について、ご説明いたします。両面刷りの1枚紙、別紙「定第61号議案関係資料」をご覧ください。別紙1ページ目、「歳出」ですが、(款)教育費の補正前の予算額は179億8,026万円、補正予算額3億3,840万5千円を増額しまして、補正後は183億1,866万5千円といたします。下の(款)災害復旧費のうち、補正前の予算額は2億3,536万1千円で、補正予算額、9,456万2千円を減額し、補正後は1億4,079万9千円となります。次に(1)の増額です。①ICT環境整備事業は、小・中・高等学校の指導者用タブレット端末の整備を行うもので、1億2,539万4千円の増額です。次に②校舎・屋体等整備事業、③中学校クーラー設置・更新事業、④中学校太陽光発電装置整備事業については、国の補助決定見込みに伴い、令和4年度計画分を本年度に前倒して予算化し、令和4年度に繰り越して実施するものです。各事業の内容についてですが、②の校舎・屋体等整備事業は、小学校では、長寿命化改良を中山小学校が1校、大規模改造を城南小学校1校で、その下の中学校では、大規模改造を東谷山中と吉野中、外壁補修工事を桜丘中1校で行うもので、6億7,130万7千円の増額となります。次に③の中学校クーラー設置・更新事業は、桜丘中と明和中で、機器設置・更新を行うもので、7,295万4千円の増額です。次に④の

中学校太陽光発電装置整備事業は、天保山中1校で、機器設置を行うもので、1,905万2千円の増額です。なお、国庫補助金等の歳入予算は、表の右側の財源内訳欄に記載のとおりです。2ページをご覧ください。(2)の減額ですが、2月は、各事業の執行額の見込みがほぼ確定してまいります。このため、工事請負費等の入札結果による執行残など、事業費の決定見込みによる不用額の減額が主なもので、あわせて6億4,486万4千円を減額するものです。次に、「歳入額」ですが、国の補助決定見込み等によるものなど、国庫補助金等を含め5億6,540万4千円の増額となっております。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

教育長 他になければ、定第61号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



## 定第62号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件

**原案可決**

教育長 定第62号議案について、山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) 議案綴りの67ページをご覧ください。定第62号議案「鹿児島市立高等学校学則一部改正の件」について、お諮りいたします。69ページをご覧ください。改正理由としましては、高等学校に向け新しい学習指導要領が開始となる機会に、鹿児島県立高等学校学則と記載内容が異なる箇所を変更するもので、施行日は令和4年2月9日としております。では、70ページから始まります学則内の改正する箇所を記した新旧対照表でご説明いたします。まず、新学習指導要領の内容を反映させる項目を申し上げます。71ページをご覧ください。新学習指導要領においては、高等学校で総合的な学習の時間が総合的な探求の時間に変わります。第9条、10条、11条につきまして、総合的な探求の時間に係る文言を加えております。次に、その他全ての項目は県立高等学校学則と記載内容を揃えるものです。以下、順にご説明します。まず、70ページをご覧ください。第5条、6条については、本市には2学期制を敷いている鹿児島玉龍高等学校もあることから、2学期制に係る文言を追加しております。71ページ、第10条の2をご覧ください。こちらは1つの科目を2以上の学年にわたって分割履修を行う際の単位の習得の認定について、これまで触れられておりませんでしたので、その内容を追加するものです。72ページをご覧ください。第18条につきまして、高等学校入学の際に保護者、保証人連署の上、提出する誓約書について、その保護者と保証人の資格に関する文言を整理したものです。保護者、保証人ともに学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるもの、であることを追加しております。同じく

72ページ、第21条の2をご覧ください。高等学校における休学の許可については、その期間を3ヶ月以上1年以内としておりますが、これまで記載されていなかった3ヶ月までの休学の理由がなくなった時の休学許可の取消しに関する文言を追加したものです。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

教育長 なければ、定第62号議案については、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第63号議案 鹿児島市立青少年補導センター規則一部改正の件**

**定第64号議案 鹿児島市立青少年補導センター処務規程一部改正の件**

**原案可決**

教育長 次に、定第63号議案、64号議案については関係しますので、猿渡青少年課長、まとめて説明をお願いします。

事務局(青少年課長) 議案綴りの73ページをお願いします。定第63号議案と、次の定第64号議案は、一括してご説明します。76ページの新旧対照表をご覧ください。第1条の「目的及び設置」についてですが、目的は青少年の健全育成を図ることとし、そのために青少年育成センターを設置しようとするものです。第2条に関し、今まで使用していた「補導」とは、少年の非行を防止するために警察が行う活動の総称を意味することから、非行防止のための「声かけ」という表現に変更したところですが、また、保護司会との連携も図っていることから「団体」を記載したところですが、第4条では、センターの活動の実施計画を協議するための運営協議会の名称もセンターの名称変更に伴い、変えるところですが、さらに、第5条、第6条にありました協議会の任命、委員に関する規定を一つにまとめ、委嘱する委員構成も職種ごとの人数の規定を設けず、協議会全体で20人以内と定数を記載したところですが、第5条と第6条を一つにまとめたことで、それ以降の条文は一つずつ繰り上がっていくこととなります。また第11条からは、「補導委員」の名称を「育成委員」に変えたことにより、条文の変更となります。関連し、議案綴り81ページをお願いいたします。定第64号議案「鹿児島市立青少年補導センター処務規定一部改正の件」です。83ページの新旧対照表にありますように「鹿児島市立青少年補導センター」の名称を「鹿児島市立青少年育成センター」に変更しようとするものです。施行日は、ともに令和4年4月1日です。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 率直なところを伺いたいのですが、「補導センター」というのが歴史的な使命を終えたと解釈したのですが、その際に「青少年育成センター」というのが

現代的な意味として、どういう役割を担うのかなど。要は、今でいうと、例えばSNSや、インターネットに関係するいろんな問題が出てくるとは思います、そういったものに特化していくセンターなのか。勿論、そのまま残すということに反対するわけではありませんが、果たして歴史的使命を終えたものを、ただ「青少年育成センター」としてわざわざ運営委員会、協議会を設置する意味や価値はどこにあるのかというところが疑問です。

教育長 現代的課題の対応を含めて、この改正についての意味ということでのご質問かと思えます。

事務局（青少年課長） はい。インターネットについては、委員のご指摘のように、その問題について取り扱うことがあります。電話相談でも、その問題について問い合わせがあったりするところです。「補導」という名称そのものに持つ意味を、「青少年育成センター」ということで、青少年の健全育成という観点から幅広く対応していくという意味を持たせるところから、この名称に変更するとともに目的についても文言を整理したところです。

教育長 現代的な課題の対応は、センターではなくて協議会で取り扱うということでしょうか。また、そういう現代的なSNSの課題も取り扱うということによろしいでしょうか。

事務局（青少年課長） はい。それについても先ほど申し上げましたが電話相談などでも取り扱い、幅広く行うということです。

委員 業務負担を増やす意味ではありませんが、街頭での声かけが現代においてどれぐらい意味があるのか、というのがありますし、規則はコロコロ変えていいものでもないと思うので、もう少し業務内容を精査されてもいいのかなという感想です。

教育長 委員がおっしゃるのは、せっきやく変える機会に業務の新しい課題の確認とか、取組みであるとか、あるいはスクラップできるものはスクラップしたほうがいいのではというようなご趣旨かと思えますが、今の委員の意見を受けて、課長の発言はありますか。要望として受け取られますか。

事務局（青少年課長） 声かけの人数自体は、さほど大きく減っておりません。午前中にいる中・高生の生徒の皆さんに声をかけたり、夜間、深夜徘徊を含みますが、声掛けの意味自体は残っていると思いますので、その活動は引き続き実施していこうと考えております。

教育長 現在も青少年問題協議会というのは構成されており、今もSNS上での対応についてのリーフレットを作ったりというようなことはしていますので、そういったものができたら委員の皆さんにも紹介していただければと思います。

教育長 他に、委員の皆さんから何かございますか。

委員 「補導」って警察用語でしょう。警察用語で非行少年を捕まえるという時に、「補導」を使うと。教育的な視点からすれば、非行少年を捕まえるというのを警察用語で考えるべきではないから「育成」という言葉に直しましょうというのが趣旨ですよ。中身はあまり変わらないかもしれませんが、せっきやく「非行」という悪い人を捕まえるというところから「育成」という言葉に変えたの



であれば、「育成センター」に名前を変えた1回目の時に、「補導」より事前の予防保全を含めて幅広い議論をしましょうね、というところを良い契機なので少し触れることができればいいなと思いました。人権問題かどうか分かりませんが、それも含めて考え方も変わっているので名称を変えたというのであれば、その趣旨を委員会の最初におっしゃっていただいた方がいいと思いました。

教育長 その趣旨がセンターを構成する方々に充分周知がなされるように、よろしくお願いいたします。

教育長 他になければ、定第63号議案及び64号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ありがとうございます。要望につきましては、しっかりと担当課で対応していきたいと思えます。



## 6 報告事項

### (1) 第二次鹿児島市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果及び第二次鹿児島市教育振興基本計画（案）について

教育長 報告事項（1）について、小村総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 別紙の報告事項関係資料（1）をご覧ください。「第二次鹿児島市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果及びその結果を踏まえた基本計画（案）」について、ご説明します。1番の「意見の募集期間」は、昨年10月1日からおよそ1か月間で実施しました。2番「意見の提出者数」は、144人から478件の意見をいただきました。そのうち大学生が65人、197件でございました。3番「対応状況」としまして、寄せられた意見をAからEまで5つに分類しております。Aは、「意見の趣旨等を反映し、計画（案）に盛り込むもの」で22件、Bは、「計画（案）に盛り込み済みのもの」で286件、Cは、「計画（案）には盛り込まないもの」で20件、Dは、「具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」で70件、Eは、「その他要望・意見等」で80件、合わせて478件です。4番の「主な意見概要」ということで、そのうちから主なものを申し上げます。まず、Aの例としまして、左側に番号2番となっておりますが、意見等概要としては、「第2章 教育を取り巻く環境」「1 社会情勢の変化」というのがございます。これは、今回お付けしている計画（案）の3ページになります。ここで青字表記しているところですが、「新型コロナウイルス感染症がまん延し収束が見えない状況なので、そういった記述をした方が良いのではないか」、というご意見でした。それに対応しまして、この計画の3ページ（6）、青字で示したように記述を追加したところです。それから、この資料の裏面をご覧ください。2番目のB案としまして、「盛り込み済みのもの」とございますが、これにつ

いては、「目指すべき教育の姿の【か】【ご】【し】【ま】はすばらしい視点であると思います。」などというところで、賛同の意見として取組んでまいります、としたところです。それから、その下のC案ですが、「C 計画（案）には盛り込まないもの」については、「道德教育が学校の教育活動全体で行われているのであれば、道德の授業はせずに、かわりに国語とか算数の授業をして、学力を向上させる取組をしてはどうでしょうか。」とのご意見がございましたが、学習指導要領において、道德教育は道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行うことと定められていることから、盛り込まないということでございました。以下、D、Eにつきまして記載しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上です。

教育長 この件について、お聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただきたいと思ひます。

教育長 この案件、よろしいでしょうか。  
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 それでは、次回以降の日程のご案内をいたします。まずは、3月1日火曜日に市立高等学校の卒業式へのご出席をお願いしております。ご出席いただける委員の皆様方には後日詳細をご連絡いたします。また、3月5日土曜日の16時から17時まで臨時会を予定しております。

教育長 毎年、この時期、臨時会の内容は人事等に関する内容です。よろしくお願ひいたします。

## 8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】